

【外国人との離婚による氏の変更届】

郵送で届出る場合は投函日を、来館の場合は来館日を記入してください。

変更前の「氏」を記入してください。

変更前の氏名を戸籍の通り記入してください。

届出書に不備等がある場合、ご連絡を差し上げますので、電話番号及びEメールアドレスをご記入ください。

〈記入例〉

外国人との離婚による氏の変更届

(戸籍法107条3項の届)

令和 6 年 1 月 4 日 届出

在オランダ日本国 大使 殿
総領事

	受理 令和 年 月 日					公館印
	第	号				
	書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知

(よみかた) 氏を変更する人の氏名	(変更前) 氏名 ヤンセン 省子	しょうこ 昭和 62 年 10 月 5 日生
住所	オランダ王国ハーグ市トビアスアッセルラン5	
世帯主の氏名	ヤンセン、テオマリアヨハネス	
本籍	東京都台東区上野桜木町一丁目32	番地 番 番 4
筆頭者の氏名	ヤンセン 省子	
(よみかた) 氏	変更前 ヤンセン	変更後 がいむ 外務
婚姻を解消した配偶者の氏名	ヤンセン テオマリアヨハネス	
婚姻解消の原因	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 婚姻の取消し <input type="checkbox"/> 配偶者の死亡	
婚姻解消の年月日	令和 5 年 12 月 25 日	
氏を変更した後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 番地 番	
その	次の人の父母欄の氏を更正してください (※同じ戸籍に同居者(お子様など)がいる場合、以下を参考に記入してください) 同じ戸籍にある 長男 和夫、長女 幸子	
届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	ヤンセン 省子 印	

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない役場に出すときは、戸籍簿本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

(届出人の連絡先及び電話番号 070-346 9544 consul@hg.mofa.go.jp)

〈必要書類〉

必要通数

2通

本届書

大使館領事窓口で用紙がありますが、**届出用紙**はダウンロードできません。

署名以外は、パソコン等により入力・印刷したもので可能です。

婚姻前に称していた氏を記入してください。婚姻前以外の氏に変更することはできません。

(注意事項)

- 「外国人との離婚による氏の変更届」の届出は、外国籍の方との離婚、婚姻取消し又は外国人配偶者の死亡の日から**3ヶ月以内に限り**提出することができます。離婚が成立した日や婚姻解消の日から3ヶ月を経過している場合には、日本の家庭裁判所での手続きが必要となります。
- 鉛筆や消えるペンでは記入しないでください。
- 日付は和暦でご記入ください。
- 署名は変更前の氏名を戸籍通りに楷書でお願いします。
- 「印」部分への押印は不要です。任意の押印は可能です。
- 文字の訂正や削除をする場合には、誤字に横二重線を引いて訂正してください。修正液、修正テープは使用できません。なお、訂正箇所への印鑑・拇印(右手親指)は任意となります。
- 届出書類一式は、日本国外務省を通じて本籍地の市区町村役場に送られます。通常、1ヶ月～1ヶ月半後に、届出された内容が戸籍に記載されます。